

平成 24 年 12 月 19 日

浪江町 産業・賠償対策課 御中

東京電力株式会社
福島補償相談センター



浪江町住民説明会（H24. 11. 7 東京ヤクルトホール）における
質問事項に対するご回答について

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故により、被害をうけられた浪江町の皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

過日開催されました浪江町住民説明会でのご質問 2 点につきまして、以下のとおりご回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご質問事項 1】

避難先近くで月極駐車場が確保できなかったため、プリペイドカード方式の駐車場を利用している。これについて請求したところ、駐車場の契約書がなければ支払いはできないと回答された。

【ご回答 1】

避難生活に必要不可欠な四輪車の駐車場料金につきましては、原則、個別の月極駐車場等を確保していただき、利用に係る「賃貸借契約書」等の証憑類添付をお願いしております。

ご質問者さまにおかれましては、近くに月極駐車場を確保できないことに加え、駐車場のご利用がご主人さまがご帰宅される週末に限られ、またご家族にご事情があることなどの個別事情を確認させていただいたうえで、発行元およびご質問者さまのお名前が明記された領収書をご提出いただき、適切に対応させていただきました。

「賃貸借契約書」等がご用意できない場合につきましては、今回の件同様、ご事情をお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。

【ご質問事項 2】

家族が別々の場所に避難し、週末に世帯主が単身赴任先から家族のもとに帰ってきてているが、単身赴任手当が支払われているから、交通費は支払えないと言われた。

【ご回答 2】

原則、事故前に同居されていた同一世帯内での移動費用につきましては、被災者さまのお申し出内容により、標準交通費をお支払させていただいております。

ご質問者さまにおかれましては、弊社が賠償させていただく費用と単身赴任手当において、確認させていただいた範囲で重複する内容は含まれておりませんでしたので、適切に対応させていただきました。

以上